

防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム
導入及び促進事業業務に係る
プロポーザル実施要領

令和7年2月

猪名川町

1 事業の説明

(1) 事業の概要

プロポーザル方式による公募によって、広く提案を求め、住民の利便性やシステムの機能評価や拡張性などを総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を本事業の優先交渉権者として決定し、「猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入及び促進事業業務」の締結交渉を行い、契約確定後に発注する。

(2) 事業の内容及び要求仕様

別紙「防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入及び促進事業仕様書」を基準に貴機関でご提案ください。

(3) 履行期間

令和7年5月1日（予定）から令和10年3月31日

※猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム促進事業業務（以下、「促進業務」とする。）については、令和7年5月1日～令和8年3月31日までとする。

(4) 予定価格

21,300,000円

(5) プロポーザル実施事務局

猪名川町企画総務部生活安全課

担当＝井ノ上、久山

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

（電話）072-766-8703 （FAX）072-767-7260

（電子メール）kikikanri@town.inagawa.lg.jp

2 提案にかかる資格要件

(1) 参加資格

提案業者の参加条件として以下の条件を全て満たすこととします。

- ① 過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注した同等相当の業務で同規模程度もしくはそれ以上の実績を有していること。
- ② 猪名川町の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者、かつ、令和7・8年度競争入札参加資格者の登録申請を行っている者。
- ③ 本町（起点：役場本庁舎）から、直線で50km以内に本店又は支店があること。
- ④ 複数の事業主が共同して1つの提案をすることは可能だが、各社毎に提出書類を提出すること。ただし、プロポーザル参加表明書（様式第1-1号）、見積明細書（様式第7号）及び見積内訳書（任意様式）の提出については、代表社からの提出

のみとする。

(2) 参加者の制限

以下のいずれかに該当する事業者は、本企画提案に参加することができません。受託候補者選定での手続き期間中に新たに該当することとなった場合も同様であり、当該期間中に下記制限に該当し、又は該当することが明らかになった事業者は、その時点で本町に参加辞退届（様式第2号）を提出し、本企画提案の辞退を申し出ることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者
- ③ 市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
※市町村税とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税その他の市町村（東京都特別区等を含む。以下同じ。）から課される全ての税のことを指します。
- ④ 本町指名競争入札の業者選定要綱に基づく指名停止中の者
- ⑤ 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号から第6号に該当する者

3 参加業表明及び質問回答

(1) 参加表明

- ① 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時までに必着
- ② 提出場所 プロポーザル実施事務局（猪名川町生活安全課）
- ③ 提出方法 プロポーザル参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入の上、PDFファイルにして電子メールにて送信、もしくは書面にて郵送・持参により提出してください。

※複数の事業主が共同して1つの提案をする場合は、プロポーザル参加表明書（様式第1-1号）に上記のとおり提出してください。

(2) 質問及び回答について

- ① 受付期間 令和7年2月28日（金）から令和7年3月7日（金）正午まで
- ② 質問方法 任意の様式により質問書を作成し、質問項目を記載して電子メールにて送付してください。仕様書等以外の質問には回答できません。また、意見の表明と解されるもの、内容が不明瞭なものについては回答できないことがありますので、ご了承ください。
- ③ 質問に対する回答方法 令和7年3月13日（木）午前10時までに本町ホームページにて公表します。

4 提案に関する事項

(1) 提出書類（原本1部、写し8部）

- ① 企画提案書（様式は任意）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 会社概要書（様式第4号）
- ④ 類似業務実績調書（様式第5号）
- ⑤ 見積書（様式第6号）

※「税込」金額を記載してください。

- ⑥ 見積明細書（様式第7号）
- ⑦ 見積内訳書（任意様式）

(2) 提出先

プロポーザル実施事務局（猪名川町生活安全課）

(3) 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時までに必着

(4) 提出方法

直接持参、もしくは郵便にてご提出ください。なお、提出できる時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除く各日午前8時45分から午後5時30分までとします。

なお、提出期限である令和7年3月24日のみ午後5時までの受付とします。

(5) 留意事項

- ① 提案書の提出後、記載された内容の追加又は変更は認めません。
- ② 提出いただいた提案書等は、返却いたしません。なお、受託者の企画提案書による提案内容は猪名川町に帰属します。
- ③ 提出いただいた提案書等は、必要に応じて複製することがあります。
- ④ 提出いただいた提案書等は、猪名川町情報公開条例の情報公開請求等により公開される可能性があります。
- ⑤ 参加提案に関する全ての費用は、提案事業者の負担とします。
- ⑥ 次のいずれかに該当する場合その提案は無効とします。
 - ・参加申込書の提出がなかった場合
 - ・提出期限に遅延した場合
 - ・提案内容が仕様書等の条件を満たしていないと認められる場合
 - ・適正な競争を妨げる行為が認められる場合
 - ・入札参加資格者名簿の登録者の記名、押印がない場合
 - ・提案内容に虚偽の記載があった場合
 - ・ほかの提案事業者に対する妨害行為、あるいは選定にかかる本町職員への職務執行を妨害する行為を行った場合

5 選定方法

(1) 提案プレゼンテーション実施概要

- ① 日時 令和7年3月28日(金) 午前10時以降を予定
※詳細については、参加事業者数を勘案し、後日連絡いたします。
- ② 場所 猪名川町本庁舎2階第1会議室
- ③ 説明時間 30分以内。その後15分程度の質疑を予定。
- ④ 機器類 パワーポイント等を使用して行う場合は、モニターを本町で用意しますが(事前にご連絡ください)、パソコンについては、提案者でご準備ください。

(2) 審査方法

提案プレゼンテーションと提案書の内容について、総合的に審査し、決定させていただきます。なお、1社のみの提案となった場合についても、同様の審査により決定します。

- ① 予定価格を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外します。
- ② 審査項目は、別紙「猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入及び促進事業業務に係るプロポーザル方式評価基準」に基づく評価点により行います。
- ③ 選考にあたり、町職員で構成する選考委員会を設置します。
- ④ 審査の結果、評価点の最も高い者を契約候補事業者とし、2社以上いる場合の契約候補事業者は、見積額が低い者とし、見積額が同じ場合は、くじ引きにより契約候補事業者を選考します。

(3) 選考委員会

猪名川町随意契約(プロポーザル方式)施行要綱(平成23年要綱第50号)第6条の規定に基づく選考委員会の構成員は、企画総務部長を委員長とし、地域振興部長、生活安全課長、地域交流課長、生活安全課職員、地域交流課職員とします。

(4) 結果通知

審査結果については、参加表明者に記載された担当者宛に書面で通知します。詳細な評価内容の公開はいたしません。

(5) 留意事項

- ① プレゼンテーション当日の出席は、3人以内としてください。
- ② プレゼンテーションに関する費用は、提案事業者の負担とします。
- ③ プレゼンテーションの詳細は、参加申込書提出後、別途通知します。

(6) 選考スケジュール及び結果の通知

令和7年2月28日(金) 正午 公告(公募開始)

令和7年3月7日(金) 正午 質問書提出締切(電子メールによる)

令和7年3月13日(木) 午前10時 質問回答(本町ホームページへの掲載)

令和7年3月14日(金) 午後5時 参加表明書提出締切

令和7年3月24日（月）午後5時 提案書類提出期限

令和7年3月28日（金） 提案審査（プレゼンテーション）実施

令和7年4月初旬 審査結果通知

※選考結果の公表及び評価点の照会

- ・選考終了後、指定の書式の提出により、見積価格及び評価点を公表します。
- ・審査項目ごとの評価点は自らの物に限り照会することができます。

（7）その他

本仕様書等に基づく企画提案協議は、猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入及び促進事業業務とそれに伴う事務事業の業者を選定するためのものであり、仕様並びに契約等について協議の後、契約に至るものです。したがって、選定結果が必ずしも契約締結を保障するものではないこと、並びに提案どおりの内容価格で契約を保障するものではないことを留意してください。

本仕様書等に記載されていない事項については疑義が生じた場合は、別途本町関係者と協議することとします。また、このプロポーザルは、契約の予約行為であり、猪名川町は、翌年度の歳出予算におけるこの契約の予約行為に係る額について減額又は削除があった場合及び、歳入予算における当該事業にかかる財源確保が見込めなくなった場合には、この契約の予約行為を変更し、又は解除ができるものとします。

6 契約方法

契約手続き等については、猪名川町財務規則の定めるところによります。

7 問い合わせ先

猪名川町企画総務部生活安全課 井ノ上、久山

〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1

電話 072-766-8703

FAX 072-767-7260

E-mail kikikanri@town.inagawa.lg.jp